

# 第 18 回 教育委員会会議日程

開催期日 平成 31 年 3 月 26 日 (火)

開催時間 16 時 00 分

開催場所 芽室町中央公民館 2 階図書資料室

開 会

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 前会議録の承認

日程第 3 教育長の報告

日程第 4 報告第 4 0 号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件

日程第 5 報告第 4 1 号 芽室町奨学金貸付の件 (非公開)

日程第 6 報告第 4 2 号 就学指定校変更 (学校選択) 認定の件 (非公開)

日程第 7 報告第 4 3 号 就学指定校変更認定の件 (非公開)

日程第 8 議案第 5 0 号 芽室町学校医委嘱の件

日程第 9 議案第 5 1 号 芽室町学校歯科医委嘱の件

日程第 1 0 議案第 5 2 号 芽室町学校薬剤師委嘱の件

日程第 1 1 議案第 5 3 号 芽室町立学校管理規則中一部改正の件

日程第 1 2 議案第 5 4 号 芽室町中央公民館の設置及び管理条例施行規則中一部改正の件

日程第 1 3 協議案第 6 号 芽室町奨学金貸付条例の一部改正の件 (非公開)

閉 会

日程第 4

報告第 40 号

就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件

学校教育法第 19 条に規定する経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、要保護及び準要保護児童生徒認定要領に基づき、必要な援助を行うこととしたので、報告します。

平成 31 年 3 月 26 日提出

芽室町教育委員会教育長 武 田 孝 憲

# 平成30年度就学援助認定総括表(平成31年3月分)

申請世帯	1	世帯
認定世帯	1	世帯
要保護世帯		世帯
準要保護世帯	1	世帯
経済的困窮世帯	2	世帯
児童扶養手当受給世帯	-1	世帯
町民税非課税世帯		世帯
国民年金保険料免除世帯		世帯
生活保護廃止世帯		世帯
不認定世帯		世帯
認定廃止世帯		世帯

(内数)

## ◎準要保護認定者数一覧(3月分) (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校							0
上美生小学校							0
芽室西小学校							0
芽室南小学校							0
合計	0	0	0	0	0	0	0

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校		1		1
上美生中学校				0
芽室西中学校				0
合計	0	1	0	1
合計				1

合計

## ●準要保護不認定者数一覧(3月分) (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校							0
上美生小学校							0
芽室西小学校							0
芽室南小学校							0
合計	0	0	0	0	0	0	0

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校				0
上美生中学校				0
芽室西中学校				0
合計	0	0	0	0
合計				0

合計

## ○児童扶養手当受給認定者数 (小学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
			-1			-1
						0
						0
						0
0	0	0	-1	0	0	-1

(中学校)

1年	2年	3年	計
-1			-1
			0
			0
-1	0	0	-1
合計			-2

合計

## ◎要保護認定者数一覧

# 平成30年度就学援助認定総括表

(平成31年3月14日現在)

申請世帯	218	世帯
認定世帯	181	世帯
要保護世帯	5	世帯
準要保護世帯	176	世帯
経済的困窮世帯	99	世帯
児童扶養手当受給世帯	70	世帯
町民税非課税世帯	6	世帯
国民年金保険料免除世帯	1	世帯
生活保護廃止世帯		世帯
不認定世帯	30	世帯
認定廃止世帯	7	世帯

## ◎最近5年間の認定世帯数等状況

年度	申請	認定	不認定	要保護	認定率
25	274	244	30	6	17.8
26	264	232	32	5	17.6
27	247	210	36	11	16.3
28	237	201	32	3	16.5
29	228	199	26	2	16.6
30	218	181	30	5	14.8

(内数)

## ◎準要保護認定者数一覧(3月14日現在) (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	8	13	15	21	18	21	96
上美生小学校			1	1	1	2	5
芽室西小学校	7	7	11	7	8	13	53
芽室南小学校		2		2	2	1	7
合計	15	22	27	31	29	37	161

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	30	18	19	67
上美生中学校	2	2	1	5
芽室西中学校	15	9	10	34
合計	47	29	30	106

合計 267

## ●準要保護不認定者数一覧(3月14日現在) (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	2	5	4	4	3	3	21
上美生小学校	1						1
芽室西小学校	1	1	1	2	2	2	9
芽室南小学校							0
合計	4	6	5	6	5	5	31

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	4	4	5	13
上美生中学校	1			1
芽室西中学校	0	1	1	2
合計	5	5	6	16

合計 47

## ◎要保護認定者数一覧

芽室小学校	6年	1人
芽室西小学校	6年	1人
芽室中学校	3年	2人
芽室西中学校	3年	1人

計 5人

## ○児童扶養手当受給認定者数 (小学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
1	5	9	9	9	10	43
		1		1		2
1		5	2	4	5	17
					1	1
2	5	15	11	14	16	63

(中学校)

1年	2年	3年	計
10	6	5	21
1			1
4	2	5	11
15	8	10	33

合計 96

## ○町民税非課税世帯

芽室小学校	5年	1人
芽室西小学校	2年	1人
芽室南小学校	2年	1人
	5年	1人
芽室中学校	1年	1人
芽室西中学校	1年	1人
	2年	1人

## ○国民年金保険料免除認定者数

芽室小学校	5年	1人
-------	----	----

# 平成30年度就学援助「新入学用品費入学前支給」認定総括表

(平成31年3月14日現在)

申請世帯	51	世帯
認定世帯	50	世帯
要保護世帯	0	世帯
準要保護世帯	50	世帯
経済的困窮世帯	24	世帯
児童扶養手当受給世帯	26	世帯
町民税非課税世帯		世帯
国民年金保険料免除世帯		世帯
生活保護廃止世帯		世帯
不認定世帯	1	世帯
認定廃止世帯		世帯

(内数)

## ◎準要保護認定者数一覧(3月14日現在) (小学校)

学校名\学年	新1年						計
芽室小学校	10						10
上美生小学校							0
芽室西小学校	5						5
芽室南小学校							0
合計	15	0	0	0	0	0	15

(中学校)

学校名\学年	新1年						計
芽室中学校	22						22
上美生中学校	2						2
芽室西中学校	13						13
合計	37	0	0				37
合計							52

合計

52

## ●準要保護不認定者数一覧(3月14日現在) (小学校)

学校名\学年	新1年						計
芽室小学校	1						1
上美生小学校							0
芽室西小学校							0
芽室南小学校							0
合計	1	0	0	0	0	0	1

(中学校)

学校名\学年	新1年						計
芽室中学校							0
上美生中学校							0
芽室西中学校							0
合計	0	0	0				0
合計							1

合計

1

## ○児童扶養手当受給認定者数 (小学校)

学校名\学年	新1年						計
芽室小学校	3						3
上美生小学校							0
芽室西小学校	3						3
芽室南小学校							0
合計	6	0	0	0	0	0	6

(中学校)

学校名\学年	新1年						計
芽室中学校	11						11
上美生中学校							0
芽室西中学校	5						5
合計	16	0	0				16
合計							22

合計

22

○学校教育法（関係条文抜すい）

（昭和二十二年三月三十一日）

（法律第二十六号）

第一次吉田内閣

第十九条 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齡児童又は学齡生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

（平一九法九六・追加）

## 要保護及び準要保護児童生徒認定要領

### 第1 目的

学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の定めるところにより、経済的理由によって就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し必要な援助を行い、義務教育の機会均等を図ることを目的とする。

### 第2 援助対象者

芽室町に居住し、芽室町立の小学校又は中学校に在学又は就学予定の児童生徒の保護者で、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護及び要保護に準じる程度に困窮していると教育委員会が認める保護者に対して援助する。

### 第3 認定基準

#### 1 要保護児童生徒

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者の児童生徒

#### 2 準要保護児童生徒

(1) 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者の児童生徒

- ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた者
- イ 町民税の非課税又は減免を受けた者
- ウ 個人事業税の減免を受けた者
- エ 固定資産税の減免を受けた者（新築住宅の減免は除く）
- オ 国民年金保険料の掛金の減免を受けた者
- カ 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けた者
- キ 児童扶養手当の支給を受けている者
- ク 生活福祉資金の貸付けを受けた者

(2) (1) に定める者以外の者で、次のいずれかに該当する者の児童生徒

- ア 生活の中心となる者又は家族が長期療養中のため経済的に困窮している場合
- イ 不慮の災害のために経済的に困窮している者
- ウ 会社・商店などの倒産又は勤務先の賃金不払等の理由により経済的に困窮している場合
- エ 年間収入額が特に少ないため経済的に困窮している場合
- オ その他特別な事情により著しく経済的に困窮している場合

(3) (2) に定める者の認定方法

ア 給与所得者の場合

「収入金額」から「生活保護法に規定する勤労に伴う必要経費の額（以下

「基礎控除額」という。)を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に1.3を乗じて得た額未満とする。

イ 給与所得者以外の者の場合

「所得金額」を給与所得者の「給与控除所得後の額」相当額とみなして、これに当該給与所得控除額に相当する額を加算して得た額を「収入金額」とみなす。当該「収入金額」から「基礎控除額」を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に1.3を乗じて得た額未満とする。

ウ (2) ア、イ、ウについては、現状の収入状況等や事情を十分に考慮し、必要に応じて、福祉事務所の長及び民生委員等の助言を求めることができる。

3 「需要額」及び「基礎控除額」については、別に定める。

## 第4 認定の取扱

### 1 認定の開始

認定の開始時期は次の各号による。

(1) 教育委員会が定める年度当初の申請によるものは、4月から開始する。

(2) (1) に定める受付期間経過後の申請によるものは、申請日の属する月の翌月から開始する。

ただし、申請の遅延が申請者の責によらないことが明らかであると認められるときは、4月から開始する。

(3) 前住地で認定を受けていた者が転入してきた場合で、転入した月に申請があったときは、申請日の属する月から開始する。

(4) 生活保護の停止又は廃止の措置をうけ、引き続き就学援助の申請をした者は最後に生活保護費を受給した月の翌月から開始する。

### 2 認定の廃止

次の各号に掲げる事由が発生したときには、その事由が発生した日の属する月をもって、認定を廃止する。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

(1) 町外へ転出したとき

(2) 第3に定める認定基準に該当しなくなったことが明らかであるとき

(3) 申請者から辞退の申出がされたとき

### 3 認定の取消

次の各号に掲げる事由が発生したときは、認定を取消することができる。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

(1) 虚偽の申請であることが判明したとき



(2) 申請者から取下の申出がなされたとき

#### 第5 就学援助費の給与基準

給与基準額は、要保護児童生徒援助費補助金の単価に準じ、予算の範囲で教育委員会が定める額とする。

#### 第6 委任

この要領のほか就学援助に関し、必要な事項については教育長が定める。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 芽室町就学援助認定事務取扱要領（平成5年4月1日施行）は、廃止する。

#### 附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(平成20年4月25日決定)

#### 附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(平成20年8月22日決定)

#### 附 則

この要領は、決定の日から施行する。(平成29年11月30日決定)

日程第5

報告第41号

芽室町奨学金貸付の件（非公開）

芽室町奨学金貸付条例第5条第2項の規定に基づき、奨学金の貸付けを行うこととしたので、報告します。

平成31年3月26日提出

芽室町教育委員会教育長 武 田 孝 憲

日程第6

報告第42号

就学指定校変更（学校選択）認定の件（非公開）

芽室町立小、中学校通学区域制度の弾力的運用に関する要綱第7条の規定に基づく  
就学指定校の変更について、報告します。

平成31年3月26日提出

芽室町教育委員会教育長 武 田 孝 憲

日程第7

報告第43号

就学指定校変更認定の件（非公開）

学校教育法施行令第8条の規定に基づき就学指定校の変更について、報告します。

平成31年3月26日提出

芽室町教育委員会教育長 武 田 孝 憲

日程第 8

議案第 50 号

芽室町学校医委嘱の件

平成 31 年 3 月 31 日付け任期満了に伴い、学校保健安全法第 23 条の規定に基づき、学校医を委嘱しようとするものであります。

平成 31 年 3 月 26 日提出

芽室町教育委員会教育長 武 田 孝 憲

# 学校医委嘱予定者名簿

委嘱期間 平成 31 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日（1 年間）

宮 本 光 明 （公立芽室病院）

長 谷 一 絵 （公立芽室病院）

木 田 和 宏 （公立芽室病院）

幅 口 竜 也 （公立芽室病院）

大 西 通 広 （公立芽室病院）

○学校保健安全法

(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師)

第二十三条 学校には、学校医を置くものとする。

- 2 大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。
- 3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱する。
- 4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。
- 5 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則は、文部科学省令で定める。

(平一一法一六〇・一部改正、平二〇法七三・旧第十六条繰下)

日程第9

議案第51号

芽室町学校歯科医委嘱の件

平成31年3月31日付け任期満了に伴い、学校保健安全法第23条の規定に基づき、学校歯科医を委嘱しようとするものであります。

平成31年3月26日提出

芽室町教育委員会教育長 武 田 孝 憲



## 学校歯科医委嘱者名簿

委嘱期間 平成 31 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日（1 年間）

家	内	典	夫	（家内歯科医院）
藤	村	崇	央	（藤村歯科・矯正歯科医院）
正	木	俊	二	（正木歯科診療室）
篠	原	森	郎	（しのはら歯科医院）
松	井	智	幸	（松井歯科医院）
南	館	直	人	（みなみだて歯科医院）
石	垣		徹	（いしがき歯科クリニック）
今	井		崇	（めむろだいいち歯科クリニック）

日程第10

議案第52号

芽室町学校薬剤師委嘱の件

平成31年3月31日付け任期満了に伴い、学校保健安全法第23条の規定に基づき、学校薬剤師を委嘱しようとするものであります。

平成31年3月26日提出

芽室町教育委員会教育長 武 田 孝 憲

# 学校薬剤師委嘱予定者名簿

委嘱期間 平成 31 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日（1 年間）

曾 根 義 継 （太陽堂薬局）

横 井 康 男 （すまいる薬局なかむら）

日程第 1 1

議案第 5 3 号

芽室町立学校管理規則中一部改正の件

芽室町立学校管理規則の一部を改正しようとするものであります。

平成 3 1 年 3 月 2 6 日提出

芽室町教育委員会教育長 武 田 孝 憲

## 芽室町立学校管理規則の一部を改正する教育委員会規則

芽室町立学校管理規則（昭和51年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

目次中「第9条の4」を「第9条の5」に改める。

第2章中第9条の4を第9条の5とする。

第9条の3に次の1項を加える。

- 2 校長は、前項の評価などを行った場合は、その内容を速やかに委員会に報告するものとする。

第9条の3を第9条の4とし、第9条の2の次に次の1条を加える。

（学校運営協議会）

第9条の3 委員会は、地域住民との連携及び協働の促進を図り、地域とともにある学校づくりを推進するため、学校の運営に関し協議する機関として学校ごとに学校運営協議会（以下「協議会」という。）を置くことができる。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、二以上の学校について一つの協議会を置くことができる。

- 2 協議会に関し必要な事項は、別に定める。

第14条中「勤務」の次に「（公務のため一時勤務する学校を離れる場合で、第28条に規定する旅行命令以外のものをいう。）」を加え、「外勤簿をもって」を「口頭により」に改める。

第20条第1項中「所定の時刻までに出勤し」を「出勤したときは」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

芽室町立学校管理規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条—第4条の2)</p> <p>第2章 内部組織 (第5条—<u>第9条の5</u>)</p> <p>第3章 勤務時間、休憩、休暇等 (第10条—第18条)</p> <p>第4章 服務 (第19条—第30条)</p> <p>第5章 学校施設 (第31条—第33条)</p> <p>第6章 教育運営 (第34条—第45条の2)</p> <p>第7章 補則 (第46条・第47条)</p> <p>附則</p> <p>(<u>学校運営協議会</u>)</p> <p><u>第9条の3 委員会は、地域住民との連携及び協働の促進を図り、地域とともにある学校づくりを推進するため、学校の運営に関し協議する機関として学校ごとに学校運営協議会（以下「協議会」という。）を置くことができる。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、二以</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条—第4条の2)</p> <p>第2章 内部組織 (第5条—<u>第9条の4</u>)</p> <p>第3章 勤務時間、休憩、休暇等 (第10条—第18条)</p> <p>第4章 服務 (第19条—第30条)</p> <p>第5章 学校施設 (第31条—第33条)</p> <p>第6章 教育運営 (第34条—第45条の2)</p> <p>第7章 補則 (第46条・第47条)</p> <p>附則</p>

改正案	現行
<p><u>上の学校について一つの協議会を置くことができる。</u></p> <p>2 <u>協議会に関し必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>(学校評価)</p> <p>第9条の4 一略—</p> <p>2 校長は、前項の評価などを行った場合は、<u>その内容を速やかに委員会に報告するものとする。</u></p> <p>(情報提供)</p> <p>第9条の5 一略—</p> <p>(職員の校外勤務)</p> <p>第14条 職員に対する校外勤務（公務のため一時勤務する学校を離れる場合で、<u>第28条に規定する旅行命令以外のものをいう。</u>）の命令は、<u>口頭により行う。</u></p> <p>(出勤簿の押印等)</p> <p>第20条 職員は、<u>出勤したときは、自ら出勤簿に押印しなければな</u></p>	<p>(学校評価)</p> <p>第9条の3 一略—</p> <p>(情報提供)</p> <p>第9条の4 一略—</p> <p>(職員の校外勤務)</p> <p>第14条 職員に対する校外勤務の命令は、<u>外勤簿をもって行う。</u></p> <p>(出勤簿の押印等)</p> <p>第20条 職員は、<u>所定の時刻までに出勤し、自ら出勤簿に押印しな</u></p>

改正案	現行
<p>らない。</p> <p>2 一略— 附 則</p> <p><u>この規則は、平成31年4月1日から施行する。</u></p>	<p>ければならない。</p> <p>2 一略—</p>



日程第 1 2

議案第 5 4 号

芽室町中央公民館の設置及び管理条例施行規則中一部改正の件

芽室町中央公民館に通信カラオケ機器を新たに整備することから芽室町中央公民館設置及び管理条例施行規則中の一部を改正しようとするものです。

平成 3 1 年 3 月 2 6 日提出

芽室町教育委員会教育長 武 田 孝 憲

芽室町中央公民館の設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則  
芽室町中央公民館の設置及び管理条例施行規則（昭和56年教委規則第3号）の一部  
を次のように改正する。

別表放送器材の項備考の欄中「カセット」の次に「、通信カラオケ機器」を加える。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

茅室町中央公民館の設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正案		現 行																																																															
<p><u>附 則</u> この規則は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>別表（第7条関係） 備付物件等使用料</p>		<p>別表（第7条関係） 備付物件等使用料</p>																																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>単位</th> <th>回数</th> <th>使用料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—略—</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>放送器材</td> <td>大ホール</td> <td>〃</td> <td>5,000</td> <td>マイク、プレーヤー、カセット</td> </tr> <tr> <td></td> <td>講堂</td> <td>〃</td> <td>3,000</td> <td>ト、通信カラオケ機器</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2階和室</td> <td>〃</td> <td>2,000</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>—略—</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		品目	単位	回数	使用料	備考	—略—					放送器材	大ホール	〃	5,000	マイク、プレーヤー、カセット		講堂	〃	3,000	ト、通信カラオケ機器		2階和室	〃	2,000	〃	—略—					<table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>単位</th> <th>回数</th> <th>使用料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—略—</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>放送器材</td> <td>大ホール</td> <td>〃</td> <td>5,000</td> <td>マイク、プレーヤー、カセット</td> </tr> <tr> <td></td> <td>講堂</td> <td>〃</td> <td>3,000</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2階和室</td> <td>〃</td> <td>2,000</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>—略—</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				品目	単位	回数	使用料	備考	—略—					放送器材	大ホール	〃	5,000	マイク、プレーヤー、カセット		講堂	〃	3,000	〃		2階和室	〃	2,000	〃	—略—				
品目	単位	回数	使用料	備考																																																													
—略—																																																																	
放送器材	大ホール	〃	5,000	マイク、プレーヤー、カセット																																																													
	講堂	〃	3,000	ト、通信カラオケ機器																																																													
	2階和室	〃	2,000	〃																																																													
—略—																																																																	
品目	単位	回数	使用料	備考																																																													
—略—																																																																	
放送器材	大ホール	〃	5,000	マイク、プレーヤー、カセット																																																													
	講堂	〃	3,000	〃																																																													
	2階和室	〃	2,000	〃																																																													
—略—																																																																	

日程第 13

協議案第 6 号

芽室町奨学金貸付条例の一部改正の件（非公開）

芽室町奨学金貸付条例の一部改正について、協議願います。

平成 31 年 3 月 26 日提出

芽室町教育委員会教育長 武 田 孝 憲

# 芽室町奨学金貸付条例の一部改正（案）について

芽室町教育委員会学校教育課

## 1 芽室町奨学金貸付条例とは

この条例は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学、短期大学、専修学校及び各種学校並びに北海道農業大学校の学生に対して奨学金を貸し付けることを目的とした条例です。

## 2 改正の概要

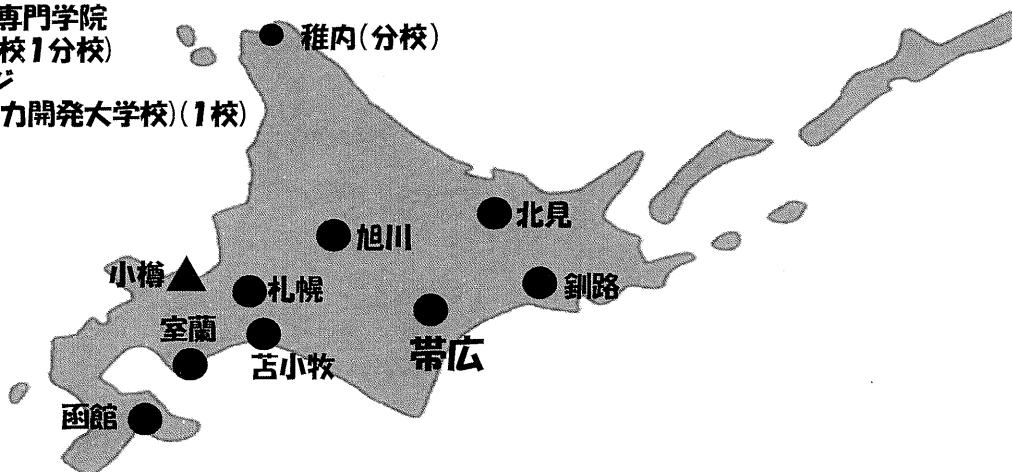
### 《対象学校種の追加》

現在は、貸付の対象となる学校種を学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学、短期大学、専修学校及び各種学校並びに北海道農業大学校に限定していますが、地域のものづくりを支えている道内の公共職業能力開発施設を新たに対象に追加します。（職業訓練の種別は、普通職業訓練の普通課程及び高等職業訓練の専門課程及び応用課程に限ります。）

### 《公共職業能力開発施設とは》

厚生労働省所管の「職業能力開発促進法」第15条の7に基づく公共職業能力開発施設であり、今回対象に追加しようとする「普通職業訓練の普通課程及び高等職業訓練の専門課程及び応用課程」に係る道内の施設は、以下のとおりです。

- 道立高等技術専門学院  
(8校1分校)
- ▲ ポリテクカレッジ  
(北海道職業能力開発大学校)(1校)



## 3 施行期日

公布の日を予定しています。

## 4 今後の予定

芽室町議会定例会 6月定例会初日(平成31年6月3日(月)開催予定)に、議案として提出します。

芽室町奨学金貸付条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学、短期大学、専修学校及び各種学校、<u>職業能力開発促進法（昭和44年7月18日法律第64号）に定める北海道内の公共職業能力開発施設（普通職業訓練の普通課程、高等職業訓練の専門課程及び応用課程に限る。）並びに北海道農業大学校（以下「高等教育機関等」という。）に修学する者（以下「学生」という。）に対して芽室町奨学金（以下「奨学金」という。）を貸付けることを目的とする。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学、短期大学、専修学校及び各種学校並びに北海道農業大学校（以下「高等教育機関」という。）に修学する者（以下「学生」という。）に対して芽室町奨学金（以下「奨学金」という。）を貸付けることを目的とする。</p>
<p>(奨学金の利子及び償還方法)</p> <p>第9条 一略—</p> <p>2 奨学金の償還期間は、奨学生が高等教育機関等を卒業した年度の翌年度から12年（2年の据置期間を含む。）とする。</p> <p>3・4 一略—</p> <p>(償還の免除)</p>	<p>(奨学金の利子及び償還方法)</p> <p>第9条 一略—</p> <p>2 奨学金の償還期間は、奨学生が高等教育機関を卒業した年度の翌年度から12年（2年の据置期間を含む。）とする。</p> <p>3・4 一略—</p> <p>(償還の免除)</p>

改正案	現 行
<p>第11条 町長は、奨学生が次の各号のいずれにも該当するときは、償還の一部を免除することができる。</p> <p>(1) 高等教育機関等を卒業した年度の翌年度以降から、芽室町内に2年以上居住していること。</p> <p>(2)～(5) 一略—</p> <p>2 一略—</p>	<p>第11条 町長は、奨学生が次の各号のいずれにも該当するときは、償還の一部を免除することができる。</p> <p>(1) 高等教育機関を卒業した年度の翌年度以降から、芽室町内に2年以上居住していること。</p> <p>(2)～(5) 一略—</p> <p>2 一略—</p>